



愛媛県報

平成14年2月12日火曜日 第1330号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

○ 介護機関の指定……………	173
○ 介護機関（居宅介護事業者）の指定……………	173
○ 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出……………	174
○ 救急病院の協力申出……………	174
○ 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）……………	174
○ 土地改良区連合役員の退任の届出……………	174
○ 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）……………	174
○ 町営土地改良事業の施行の同意（11件）……………	175
○ 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧……………	176
○ 町営土地改良事業の計画の変更等の同意（3件）……………	176
○ 土地改良事業の工事完了の届出……………	176
○ 保安林の指定の解除（2件）……………	176
○ 解除予定保安林（2件）……………	176
○ 漁業の許可又は起業の認可の申請期間……………	177
○ 土地収用法に基づく事業の認定……………	177
○ 公有水面埋立免許の出願（4件）……………	177
○ 道路の区域変更（県道落合久万線）……………	183
○ 道路の供用開始（"）……………	183
○ 道路の供用開始（県道松山北条線）……………	183
○ 道路の区域変更（県道和気気山線）……………	184
○ 道路の供用開始（"）……………	184
○ 道路の区域変更（県道大洲野村線）……………	184
○ 道路の供用開始（"）……………	184

○ 道路の区域変更（県道後柿之浦線）……………	185
○ 道路の供用開始（"）……………	185

公 告

○ ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託……………	185
○ ネットワークシステム運用管理業務の委託……………	186
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）……………	187

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成14年2月12日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設アンビションうちこ園	医療法人 大志会	喜多郡内子町内子丙18番地17	平成 13.10.18

○愛媛県告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成14年2月12日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者） の名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
篠崎 啓一	伊予郡松前町西高柳字在長246番地4	しのぎき医院	伊予郡松前町西高柳字在長246番地4	平成14. 1. 18
有限会社 アルバ	伊予郡松前町大字出作540番地	ココ北伊予薬局	伊予郡松前町大字出作540番地	平成13. 12. 1
山本 浩之	伊予郡砥部町宮内946番地1	山本クリニック	伊予郡砥部町宮内946番地1	平成13. 10. 1
医療法人 大志会	八幡浜市古町一丁目6番12号	介護老人保健施設アンビションうちこ園	喜多郡内子町内子丙18番地17	平成13. 10. 18
有限会社 ナカタ電器	西宇和郡保内町宮内1-334-1	有限会社 ナカタ電器	西宇和郡保内町宮内1-334-1	平成13. 11. 20
株式会社 新町電器	八幡浜市293番地1	株式会社 新町電器	八幡浜市293番地1	平成13. 11. 20

医療法人 岩崎病院	新居浜市中萩町 2 番 5 号	岩崎病院	新居浜市中萩町 2 番 5 号	平成14. 1. 11
-----------	-----------------	------	-----------------	-------------

○愛媛県告示第 284 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関 （ 居 宅 介 護 事 業 者 ） の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	廃 止 に 係 る 居 宅 介 護 事 業 を 行 う 事 業 所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
村 上 毅 起	松山市鴨川二丁目 9－4	ココ北伊予薬局	伊予郡松前町大字出作540番地 1	平成13. 12. 1
山 本 三 郎	伊予郡砥部町宮内946番地 1	山本クリニック	伊予郡砥部町宮内946番地 1	平成13. 10. 1

○愛媛県告示第 285 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による救急病院である。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
今治市医師会市民病院	今治市別宮町七丁目 1－40	社団法人 今治市医師会	平成17年 1月24日 まで

○愛媛県告示第 286 号

伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・学蓮寺地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・学蓮寺地区）計画書の写し
 - 伊予三島市豊岡町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成14年 2月13日から 3月12日まで
- 縦覧場所
伊予三島市役所

○愛媛県告示第 287 号

伊予三島市寒川町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西寒川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に

供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・西寒川地区）計画書の写し
 - 伊予三島市寒川町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成14年 2月13日から 3月12日まで
- 縦覧場所
伊予三島市役所

○愛媛県告示第 288 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水利土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 昭 司	松山市吉藤二丁目17－46

○愛媛県告示第 289 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、西宇和郡保内町大字川之石並びに同郡伊方町大字仁田之浜、中之浜及び大浜地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農地保全整備事業・灘地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年 2月13日から 3月12日まで

3 縦覧場所

保内町役場及び伊方町役場

○愛媛県告示第 290 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、北宇和郡吉田町大字立間地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備及び農業用道路整備事業・立間六城地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成14年 2月13日から 3月12日まで

3 縦覧場所

吉田町役場

○愛媛県告示第 291 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・岡本地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 292 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（1）地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 293 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（2）地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 294 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（3）地区）

の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 295 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内（4）地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 296 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・高尾田地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 297 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・五本松地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 298 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・拾町地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 299 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・程野地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 300 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・向谷地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 301 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・萩野地区）の施行に平成14年 1月28日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 302 号

玉川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・鍋地与和木鳥越地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
玉川町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・鍋地与和木鳥越地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年 2月13日から 3月12日まで
- 縦覧場所
玉川町役場

○愛媛県告示第 303 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、川内町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・井内中地区）の計画の変更に平成14年 2月 1日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 304 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、川内町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・井内中地区）の計画の変更に平成14年 2月 1日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 305 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、川内町から協議のあった町営土地改良事業（ほ場整備事業・井内中地区）の計画の変更に平成14年 2月 1日同意した。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 306 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、今治市乃万地区土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
土地改良総合整備事業	宅間西地区	平成 9 年 3 月 25 日

○愛媛県告示第 307 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万町大字東明神乙 757 の30・乙 757 の31（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 308 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万町大字東明神乙 757 の31（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び久万町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 309 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所
喜多郡長浜町大字出海丁 457 の13
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第 310 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字増穂丁 598 の 188、丁 598 の 190、丁 598 の 192
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字増穂丁 598 の 189
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 311 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成14年 2月12日から25日まで

○愛媛県告示第 312 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称
川之江市
- 2 事業の種類
川之江市立図書館建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県川之江市川之江町字土井ノ内及び枯木地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の 2 の規定に基づく図面の縦覧場所
川之江市教育委員会 社会教育課

○愛媛県告示第 313 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「

法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、愛媛県松山地方局建設部及び中島町役場において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目 4 番地 2
代表者 知事 加 戸 守 行
松山市持田町 122 番地
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
ア 位置
温泉郡中島町大字上怒和乙 590 番 4 地先から同甲 7 71番地先までの公有水面
イ 区域
次の 1 点から44点までを順次直線で結んだ線並びに 44点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T. P+1. 60メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
基点（温泉郡中島町大字上怒和甲 677 番 6 地先の県道に設置された金属鈎）は、北緯33度58分32秒、東経 132 度33分24秒の地点
1 点は、基点から真北 104 度37分00秒 74. 33 メートルの地点
2 点は、1 点から真北 250 度44分08秒4. 83メートルの地点
3 点は、2 点から真北 295 度33分28秒 13. 88 メートルの地点
4 点は、3 点から真北 292 度59分08秒 16. 83 メートルの地点
5 点は、4 点から真北 284 度45分11秒8. 61メートルの地点
6 点は、5 点から真北 274 度59分51秒3. 51メートルの地点
7 点は、6 点から真北 269 度02分52秒3. 55メートルの地点
8 点は、7 点から真北 263 度23分27秒3. 51メートルの地点
9 点は、8 点から真北 257 度38分37秒 16. 50 メートルの地点
10点は、9 点から真北 254 度14分57秒 14. 01 メートルの地点
11点は、10点から真北 246 度07分45秒7. 11メートルの地点
12点は、11点から真北 154 度03分57秒1. 54メートルの地点
13点は、12点から真北 244 度03分57秒6. 00メートルの地点
14点は、13点から真北 334 度03分57秒1. 50メートル

の地点

15点は、14点から真北 241 度27分02秒6.27メートル

の地点

16点は、15点から真北 237 度54分13秒4.85メートル

の地点

17点は、16点から真北 236 度06分49秒4.86メートル

の地点

18点は、17点から真北 234 度19分23秒4.86メートル

の地点

19点は、18点から真北 232 度31分58秒4.86メートル

の地点

20点は、19点から真北 230 度45分06秒4.81メートル

の地点

21点は、20点から真北 228 度58分45秒4.81メートル

の地点

22点は、21点から真北 227 度12分24秒4.81メートル

の地点

23点は、22点から真北 225 度26分03秒4.81メートル

の地点

24点は、23点から真北 224 度32分55秒 34.48 メートル

の地点

25点は、24点から真北 223 度28分59秒7.27メートル

の地点

26点は、25点から真北 221 度21分08秒7.27メートル

の地点

27点は、26点から真北 219 度13分17秒7.27メートル

の地点

28点は、27点から真北 217 度05分26秒7.27メートル

の地点

29点は、28点から真北 214 度57分35秒7.27メートル

の地点

30点は、29点から真北 212 度49分44秒7.27メートル

の地点

31点は、30点から真北 210 度41分53秒7.27メートル

の地点

32点は、31点から真北 208 度34分02秒7.27メートル

の地点

33点は、32点から真北 207 度30分07秒 16.72 メートル

の地点

34点は、33点から真北 117 度30分09秒1.50メートル

の地点

35点は、34点から真北 207 度30分09秒6.00メートル

の地点

36点は、35点から真北 297 度30分09秒1.50メートル

の地点

37点は、36点から真北 207 度30分07秒 43.50 メートル

の地点

38点は、37点から真北 207 度30分07秒 30.50 メートル

の地点

39点は、38点から真北 117 度30分07秒1.50メートル

の地点

40点は、39点から真北 207 度30分07秒6.00メートル

の地点

41点は、40点から真北 297 度30分08秒1.50メートル
の地点

42点は、41点から真北 207 度30分08秒 22.36 メートル
の地点

43点は、42点から真北 209 度11分22秒4.92メートル
の地点

44点は、43点から真北 297 度08分03秒0.15メートル
の地点

ウ 面積

1,054.84平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

温泉郡中島町大字上怒和乙 590 番 4 から同甲 771 番
までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の 1 点から 59 点までを順次直線で結んだ線及び 59
点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字上怒和甲 677 番 6 地先の県
道に設置された金属鈎）は、北緯33度58分32秒、東経
132 度33分24秒の地点

1 点は、基点から真北 101 度21分56秒 86.59 メートル
の地点

2 点は、1 点から真北 198 度26分31秒 25.94 メートル
の地点

3 点は、2 点から真北 276 度23分02秒 49.51 メートル
の地点

4 点は、3 点から真北 252 度23分51秒 39.71 メートル
の地点

5 点は、4 点から真北 231 度51分19秒 30.85 メートル
の地点

6 点は、5 点から真北 223 度10分50秒 55.29 メートル
の地点

7 点は、6 点から真北 210 度30分58秒 40.71 メートル
の地点

8 点は、7 点から真北 207 度33分58秒 89.35 メートル
の地点

9 点は、8 点から真北 226 度31分37秒 39.20 メートル
の地点

10点は、9 点から真北 276 度28分21秒 18.03 メートル
の地点

11点は、10点から真北 290 度46分05秒9.67メートル
の地点

12点は、11点から真北23度05分46秒8.99メートルの
地点

13点は、12点から真北26度31分29秒 11.05 メートル
の地点

14点は、13点から真北27度10分57秒9.29メートルの
地点

15点は、14点から真北27度40分25秒8.54メートルの
地点

16点は、15点から真北27度56分49秒4.03メートルの
地点

17点は、16点から真北28度11分00秒 14.63 メートル

の地点

18点は、17点から真北24度01分33秒3.69メートルの地点

19点は、18点から真北27度43分41秒8.11メートルの地点

20点は、19点から真北28度34分22秒 13.50 メートルの地点

21点は、20点から真北27度31分20秒 17.52 メートルの地点

22点は、21点から真北17度21分15秒0.98メートルの地点

23点は、22点から真北26度52分58秒3.94メートルの地点

24点は、23点から真北30度20分52秒2.77メートルの地点

25点は、24点から真北22度35分42秒 13.29 メートルの地点

26点は、25点から真北21度56分52秒6.08メートルの地点

27点は、26点から真北22度49分06秒 13.30 メートルの地点

28点は、27点から真北26度24分53秒9.18メートルの地点

29点は、28点から真北28度09分20秒7.26メートルの地点

30点は、29点から真北31度41分56秒4.13メートルの地点

31点は、30点から真北33度26分40秒8.01メートルの地点

32点は、31点から真北37度56分18秒2.99メートルの地点

33点は、32点から真北40度20分31秒 11.52 メートルの地点

34点は、33点から真北45度04分48秒 27.03 メートルの地点

35点は、34点から真北44度33分39秒 12.41 メートルの地点

36点は、35点から真北44度36分17秒 27.94 メートルの地点

37点は、36点から真北46度31分36秒 12.73 メートルの地点

38点は、37点から真北53度38分15秒5.26メートルの地点

39点は、38点から真北54度55分33秒4.84メートルの地点

40点は、39点から真北56度07分13秒 10.73 メートルの地点

41点は、40点から真北60度01分19秒6.83メートルの地点

42点は、41点から真北57度55分36秒3.97メートルの地点

43点は、42点から真北64度10分45秒4.94メートルの地点

44点は、43点から真北65度46分49秒6.25メートルの地点

45点は、44点から真北70度03分00秒8.29メートルの地点

46点は、45点から真北70度17分59秒 11.61 メートルの地点

47点は、46点から真北70度54分22秒 19.27 メートルの地点

48点は、47点から真北85度28分55秒3.02メートルの地点

49点は、48点から真北86度02分56秒2.34メートルの地点

50点は、49点から真北 3 度25分05秒2.62メートルの地点

51点は、50点から真北98度25分49秒6.90メートルの地点

52点は、51点から真北 102 度13分37秒7.59メートルの地点

53点は、52点から真北 107 度07分57秒5.14メートルの地点

54点は、53点から真北 115 度58分36秒4.19メートルの地点

55点は、54点から真北 123 度22分49秒9.13メートルの地点

56点は、55点から真北 204 度30分16秒2.34メートルの地点

57点は、56点から真北 116 度51分42秒 16.17 メートルの地点

58点は、57点から真北24度55分35秒2.54メートルの地点

59点は、58点から真北 109 度59分20秒8.47メートルの地点

ウ 面積

15,257.05平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,040平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

4 出願年月日

平成14年2月1日

○愛媛県告示第314号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、愛媛県松山地方局建設部及び中島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
中島町

温泉郡中島町大字大浦1626番地

代表者 町長 武 田 満 幸

温泉郡中島町大字大浦1776番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

温泉郡中島町大字神浦2646番2から同3517番1までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線並びに10点と1点とを結ぶ春分及び秋分の満潮位（C. D. L. +3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字神浦2641番地先の県道に設置された金属鈎）は、北緯33度56分40秒、東経132度36分22秒の地点

1点は、基点から真北132度25分19秒56.08メートルの地点

2点は、1点から真北26度00分06秒17.77メートルの地点

3点は、2点から真北116度00分14秒19.00メートルの地点

4点は、3点から真北205度59分30秒4.47メートルの地点

5点は、4点から真北136度00分26秒7.04メートルの地点

6点は、5点から真北224度11分23秒8.55メートルの地点

7点は、6点から真北221度43分00秒2.41メートルの地点

8点は、7点から真北225度43分44秒9.78メートルの地点

9点は、8点から真北324度23分11秒1.41メートルの地点

10点は、9点から真北253度32分46秒2.01メートルの地点

ウ 面積

504.26平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

温泉郡中島町大字神浦2641番から同2649番1までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線及び10点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字神浦2641番地先の県道に設置された金属鈎）は、北緯33度56分40秒、東経132度36分22秒の地点

1点は、基点から真北141度48分11秒30.07メートルの地点

2点は、1点から真北26度00分09秒76.06メートルの地点

3点は、2点から真北115度58分56秒76.78メー

ルの地点

4点は、3点から真北218度53分03秒9.65メートルの地点

5点は、4点から真北224度00分38秒50.45メートルの地点

6点は、5点から真北225度13分46秒37.98メートルの地点

7点は、6点から真北239度02分21秒13.75メートルの地点

8点は、7点から真北359度37分55秒8.56メートルの地点

9点は、8点から真北344度36分04秒7.89メートルの地点

10点は、9点から真北326度04分28秒9.52メートルの地点

ウ 面積

5,589.46平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成14年 2月 1日

○愛媛県告示第315号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、西条地方局建設部及び西条市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県西条市喜多川853番4の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 愛媛県西条市港北新地463番地先国土地理院「発電所」四等三角点（北緯33度55分56.283秒、東経133度09分50.981秒）

①の地点 基点から43度27分16秒325.52メートルの地点

②の地点 ①の地点から335度45分23秒257.99メー

トルの地点
 ③の地点 ②の地点から41度45分23秒142.99メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から 131 度45分23秒 20.00 メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から 221 度45分23秒 61.50 メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から 311 度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から 221 度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から 131 度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から 221 度45分23秒 61.50 メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から 155 度45分23秒 36.50 メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から 245 度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から 155 度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から65度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から 155 度45分23秒 93.00 メートルの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から 245 度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から 155 度45分23秒7.00メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から65度45分23秒2.00メートルの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から 155 度45分23秒 79.20 メートルの地点
 ⑲の地点 ⑱の地点から65度45分23秒 50.00 メートルの地点
 ⑳の地点 ⑲の地点から 335 度45分23秒 17.20 メートルの地点
 ㉑の地点 ㉑の地点から65度45分23秒7.00メートルの地点
 ㉒の地点 ㉑の地点から 335 度45分23秒1.70メートルの地点
 ㉓の地点 ㉒の地点から65度45分23秒4.50メートルの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から 155 度45分23秒2.40メートルの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から65度45分23秒 19.60 メートルの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から 335 度45分23秒2.40メートルの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から65度45分23秒 19.40 メートルの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から 155 度45分23秒1.70メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から65度45分23秒9.00メートルの地点
 ㉚の地点 ㉙の地点から 335 度45分23秒1.70メートルの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から65度45分23秒4.50メートルの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から 155 度45分23秒2.40メートルの地点
 ㉝の地点 ㉜の地点から65度45分23秒 19.60 メートルの地点
 ㉞の地点 ㉝の地点から 335 度45分23秒2.40メートルの地点
 ㉟の地点 ㉞の地点から65度45分23秒 19.40 メートルの地点
 ㊱の地点 ㉟の地点から 155 度45分23秒1.70メートルの地点
 ㊲の地点 ㊱の地点から65度45分23秒9.00メートルの地点
 ㊳の地点 ㊲の地点から 335 度45分23秒1.70メートルの地点
 ㊴の地点 ㊳の地点から65度45分23秒4.50メートルの地点
 ㊵の地点 ㊴の地点から 155 度45分23秒2.40メートルの地点
 ㊶の地点 ㊵の地点から65度45分23秒 19.60 メートルの地点
 ㊷の地点 ㊶の地点から 335 度45分23秒2.40メートルの地点
 ㊸の地点 ㊷の地点から65度45分23秒 19.40 メートルの地点
 ㊹の地点 ㊸の地点から 155 度45分23秒1.70メートルの地点
 ㊺の地点 ㊹の地点から65度45分23秒7.00メートルの地点
 ㊻の地点 ㊺の地点から 335 度45分23秒5.50メートルの地点
 ㊼の地点 ㊻の地点から65度45分23秒 44.00 メートルの地点
 ㊽の地点 ㊼の地点から 155 度45分23秒2.00メートルの地点
 ㊾の地点 ㊽の地点から65度45分23秒7.00メートルの地点
 ㊿の地点 ㊾の地点から 335 度45分23秒2.00メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から65度45分23秒 46.50 メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から 335 度45分23秒 66.50 メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から65度45分23秒2.00メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から 335 度45分23秒7.00メートルの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から 245 度45分23秒2.00メートルの地点

ルの地点

⑤⑥の地点 ⑤⑤の地点から 335 度45分23秒 66.50 メートルの地点

⑤⑦の地点 ⑤⑥の地点から 245 度45分23秒 46.50 メートルの地点

⑤⑧の地点 ⑤⑦の地点から 335 度45分23秒2.00メートルの地点

⑤⑨の地点 ⑤⑧の地点から 245 度45分23秒7.00メートルの地点

⑥⑩の地点 ⑤⑨の地点から 155 度45分23秒2.00メートルの地点

⑥⑪の地点 ⑥⑩の地点から 245 度45分23秒 93.00 メートルの地点

⑥⑫の地点 ⑥⑪の地点から 335 度45分23秒2.00メートルの地点

⑥⑬の地点 ⑥⑫の地点から 245 度45分23秒7.00メートルの地点

⑥⑭の地点 ⑥⑬の地点から 155 度45分23秒2.00メートルの地点

⑥⑮の地点 ⑥⑭の地点から 245 度45分23秒 46.50 メートルの地点

⑥⑯の地点 ⑥⑮の地点から 335 度45分23秒 20.00 メートルの地点

⑥⑰の地点 ⑥⑯の地点から 65度45分23秒 76.50 メートルの地点

⑥⑱の地点 ⑥⑰の地点から 155 度45分23秒2.00メートルの地点

⑥⑲の地点 ⑥⑱の地点から 65度45分23秒7.00メートルの地点

⑥⑳の地点 ⑥⑲の地点から 335 度45分23秒2.00メートルの地点

⑦①の地点 ⑦①の地点から 65度45分23秒 93.00 メートルの地点

⑦②の地点 ⑦①の地点から 155 度45分23秒2.00メートルの地点

⑦③の地点 ⑦②の地点から 65度45分23秒7.00メートルの地点

⑦④の地点 ⑦③の地点から 335 度45分23秒2.00メートルの地点

⑦⑤の地点 ⑦④の地点から 65度45分23秒 59.72 メートルの地点

⑦⑥の地点 ⑦⑤の地点から 165 度45分23秒 76.16 メートルの地点

⑦⑦の地点 ⑦⑥の地点から 155 度45分23秒130.00メートルの地点

ウ 面積

30,281.86平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県西条市喜多川 853 番 4 の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 愛媛県西条市港北新地 463 番地先国土地理院「発電所」四等三角点（北緯33度55分56.283秒、東経133度09分50.981秒）

①の地点 基点から26度30分08秒195.22メートルの地点

②の地点 ①の地点から 335 度45分23秒356.24メートルの地点

③の地点 ②の地点から41度56分23秒600.28メートルの地点

④の地点 ③の地点から 131 度56分23秒178.98メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 215 度45分23秒 50.00 メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 125 度45分23秒 95.70 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 165 度45分23秒207.18メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 155 度45分23秒123.00メートルの地点

ウ 面積

290,782.41平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 出願年月日

平成14年 2月 8 日

○愛媛県告示第 316 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、西条地方局建設部及び西条市役所において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

東予港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷 164 番地

代表者 市長 伊藤宏太郎

西条市大町 244 番地の 4

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県西条市喜多川 853 番 4 の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結ぶ昭和26年 3月2日付け愛媛県指令河第 966 号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +3.72 メートルにより決定）により囲まれた区域

基点 愛媛県西条市港北新地 463 番地先国土地理院「発電所」四等三角点（北緯33度55分56.283秒、東経133 度09分50.981秒）

①の地点 基点から64度10分48秒491.86メートルの地点

②の地点 ①の地点から 335 度45分23秒 44.00 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 245 度45分23秒190.50メートルの地点

④の地点 ③の地点から 335 度45分23秒 66.00 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から65度45分23秒360.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 155 度45分23秒110.00メートルの地点

ウ 面積

31,218.00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県西条市喜多川 853 番 4 の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 愛媛県西条市港北新地 463 番地先国土地理院「発電所」四等三角点（北緯33度55分56.283秒、東経133 度09分50.981秒）

①の地点 基点から68度25分26秒151.34メートルの地点

②の地点 ①の地点から 335 度45分23秒130.57メートルの地点

③の地点 ②の地点から65度45分23秒590.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から 155 度45分23秒129.91メートルの地点

ウ 面積

76,842.73平方メートル

3 埋立地の用途

港湾関連用地

4 出願年月日

平成14年 2 月 8 日

○愛媛県告示第 317 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	周桑郡丹原町大字明河第 4 号84番 1 地先から 同大字第 3 号284番地先まで	旧	メートル 4.0～ 6.8	キロメートル 0.088	
			新	13.0～19.5	0.088	

○愛媛県告示第 318 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	周桑郡丹原町大字明河第 4 号84番 1 地先から 同大字第 3 号284番地先まで	平成14年 2月12日

○愛媛県告示第 319 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山北条線	松山市道後喜多町1337番1地先から 同市祝谷四丁目951番3まで	平成14年 2月19日

○愛媛県告示第 320 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷地の 員	延長	備考
県道	和気衣山線	松山市安城寺町1290番 4	旧	メートル 5.2～ 5.8	キロメートル 0.013	
			新	11.7～12.0	0.013	

○愛媛県告示第 321 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	和気衣山線	松山市安城寺町1290番 4	平成14年 2月12日

○愛媛県告示第 322 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷地の 員	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市森山字本村甲532番 3 から 同字甲611番 5 まで	旧	メートル 5.6～ 8.0	キロメートル 0.255	
			新	8.0～18.8	0.255	
〃	〃	大洲市森山字坊屋敷端乙446番16から 同市森山字古屋乙454番 1 まで	旧	4.6～ 6.6	0.101	
			新	17.8～32.6	0.097	

○愛媛県告示第 323 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市森山字本村甲532番 3 から 同字甲611番 5 まで	平成14年 2月12日
〃	〃	大洲市森山字坊屋敷端乙446番16から 同市森山字古屋乙454番 1 まで	〃

○愛媛県告示第 324 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	北宇和郡津島町成字クワンサコヲ507番 4 から 同字507番 6 まで	旧	メートル 4.8～39.8	キロメートル 0.075	
			新	4.8～39.8 8.6～39.8	0.075 0.053	
〃	〃	北宇和郡津島町成字クワンサコヲ507番 6 から 同町成字鷺ヶ浜517番 2 まで	旧	5.4～ 8.8	0.125	
			新	16.2～38.8	0.107	
〃	〃	北宇和郡津島町成字鷺ヶ浜517番 2 から 同字546番 4 まで	旧	4.8～ 9.2	0.095	
			新	4.8～ 9.2 12.0～15.0	0.095 0.046	
〃	〃	北宇和郡津島町成字鷺ヶ浜546番 4 から 同字549番 8 まで	旧	4.8～29.8	0.090	
			新	16.0～39.6	0.081	

○愛媛県告示第 325 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	後柿之浦線	北宇和郡津島町成字クワンサコヲ507番 4 から 同町成字鷺ヶ浜549番 8 まで	平成14年 2月12日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛情報スーパーハイウェイネットワークシステム運

用管理・保守業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成14年 4月 1 日から平成15年 3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成13年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部情報政策課ネットワーク運営係
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)941-2111 内線2727

- (2) 入札書の受領期限
平成14年3月28日(木)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成14年3月28日(木)午後2時
愛媛県庁第二別館2階公営企業管理局大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され

た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) **Nature and quantity of the service to be rendered :
Operation management and maintenance service
for Ehime Information Super Highway Network
System, 1 set**
- (2) **Time limit of tender: 2:00 p.m., 28 March 2002**
- (3) **For further information, please contact :
Network Management Section, Information Policy
Division, Planning and Information Department,
Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho,
Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
Tel 089-941-2111 Ext 2727**

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ネットワークシステム運用管理業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
庁内LANシステム運用管理業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
知事が指定する場所
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成13年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にな

い者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部情報政策課ネットワーク運営係
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)941-2111 内線2728

- (2) 入札書の受領期限

平成14年 3月28日 (木) 午前11時

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成14年 3月28日 (木) 午前11時

愛媛県庁第二別館 2 階公営企業管理局大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) **Nature and quantity of the service to be rendered :**
Operation management service for Administrative Affairs Local Area Network, 1 set

- (2) **Time limit of tender:** 11:00 a.m., 28 March 2002

- (3) **For further information, please contact :**
Network Management Section, Information Policy Division, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
Tel 089-941-2111 Ext 2728

○公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 1月31日	特定非営利活動法人 えひめイヌ・ネコの会	高 岸 ちはり	松山市末広町11番地 6 末広ハイツ 2 F	この法人は、市民に対して、動物の愛護及び権利擁護のための各種事業を行って、人間に委ねられた弱い立場にある動物たちの「いのち」への、思いやりのある優しい社会の実現を目指し、同時に動物による被害や苦情等を予防して、人間と動物とが共生できるまちづくり、及び環境の保全を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 2月 4 日	特定非営利活動法人 松山子ども劇場 2 1	中 矢 操	松山市三番町六丁目 5 番地 7	この法人は松山市に住む子どもを中心に広く子どもに対して、児童演劇・人形劇・音楽などのすぐれた舞台芸術の鑑賞と創造表現活動を行い、また一方で、子どもの自然体験、遊び体験などの文化活動を行うことと共に子育てを支援する活動を行うことで、子どもの調和のとれた人格の発達と子ど

もたちが住む豊かな地域社会づくりに寄与
することを目的とする。